

SHIOBARA SIZENGO



塩原自然郷自治会規約(案)

2020年(令和2年)7月改定

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

本会は、塩原自然郷自治会（以下、本会）と称する。

第 2 条 (区 域)

本会の区域は、那須塩原市内に所在する主として次の5箇所に設置された深井戸（水源）から生活用飲料水の供給を受ける地域とする。

ア. 関谷字日の出1655番地（本会での呼称：「日の出地区」）

イ. 遅野沢字前原645番地（同：「遅野沢地区」）

ウ. 上横林字原山404番地（同：「横林地区」）

エ. 木綿畑字蛇尾2番地（同：「塩那平地区」）

オ. 上横林字道東88番地（同：「塩那パーク地区」）

第 3 条 (目 的)

本会は、生活用飲料水の供給を確保し、居住地としてふさわしい環境整備を進め、会員所有の土地の価値を高めるとともに、会員相互の親睦と融和を図り、地域の共同の利益の維持増進を図ることを目的とする。

第 4 条 (事 務 所)

本会の事務所は、栃木県那須塩原市内に置く。

2. 本会の出張所を東京都内に置くことができる。

第 2 章 事 業

第 5 条 (事 業)

本会は、第3条の目的を達成するために次の事業等を行う。

(1) 区域内の水源の確保、給水施設の設置とその維持管理

(2) 区域内の給水とその管理

(3) 区域内の環境整備

(4) 情報の提供

(5) 協力組織、行政との連携等

第 6 条 (給水管理)

本会は、会員の生活に不可欠な飲料水の確保のために、次のことを行う。

(1) 給水に必要な各種施設の設置とその維持管理

(2) 水質管理

(3) その他給水に必要なことであると本会の理事会（第29条の理事会、以下同じ）が認めたこと

第 7 条 (環境整備)

本会は、区域内の良好な生活環境を維持するために、次のことを行う。

- (1) 区域内の定期巡回と名札の管理
- (2) 道路上の倒木、枯れ木、土砂崩れによる障害物等の除去、点検整備
- (3) ごみ収集所の設置
- (4) 防犯灯の設置と維持管理
- (5) 各種標識・案内看板等の整備とその維持管理
- (6) その他環境整備に必要なことであると理事会が認めたこと

第 8 条 (情報の提供)

本会は、会員に対して、会報、ウェブサイト、及び区域内の生活に関連した相談窓口により、情報の提供を行う。

第 9 条 (協力組織、行政との連携等)

本会は、区域内に組織されている団体等と連携し、区域の発展に努めるとともに、区域内の治安、防災施設、自然災害時の対応等につき、市役所、警察署、消防署等の行政組織に対し、相談、連携、折衝等を行う。

第 3 章 会 員

第 10 条 (会員)

本会は、第 2 条の区域内に土地を所有し、第 12 条の手続を経た者を会員とする。

第 11 条 (給水の利用)

会員は、第 2 条に規定する地区ごとに、その地区の水源及び給水施設によって供給される飲料水を利用する権利（以下、給水利用権という。）を得る。なお、この飲料水の供給対象は、原則として本会区域内の居住用一戸建て住宅とする。

第 12 条 (入会手続)

本会への入会を希望する者は、次の区分に従って所定の手続を行い、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 本会から新規に給水利用権を取得して入会する場合
 - (2) 会員から給水利用権を継承して入会する場合
2. 前項の手続の細目は別に定めるところによる。

第 13 条 (退会手続)

本会を退会しようとする会員は、所定の退会届けを本会に提出しなければならない。なお、退会に際して本会に会費の未払等の債務があるときは、これを全て履行しなければならない。

第 14 条 (会員の義務)

会員は次のことを遵守する義務を負う。

- (1) 第16条に定める会費を所定の期限までに支払う。
- (2) 所有地内の立木・雑草等が道路の通行に支障を及ぼさないように、また隣接地の迷惑にならないように管理する。
- (3) 住所、連絡先（連絡文書等の送付先、電話番号）に変更があったときは、速やかに本会に通知する。
- (4) 給水利用権の設定された所有地の所有権の移転があったときは、速やかに本会に通知し、名義変更等所定の手続きを行う。
- (5) 所有地に建物を建築しようとするときは、本会に連絡のうえ、建築に関わる事前協議を行う。
- (6) 区域内において他人の迷惑となる行為を行わない。
- (7) ごみ収集所（ごみステーション）を利用するときは、そのルールに従う。
- (8) その他、理事会によって決定された会員の遵守すべき事項に従う。

第 15 条 (会費)

会費は、給水利用権一口につき、次のとおりとする。

(1) 定住している会員（定住会員）	年額 60,000円
(2) 土地・建物を所有する会員（別荘会員）	年額 42,000円
(3) 土地を所有する会員（土地会員）	年額 21,600円

2. 会費は、当該年度の6月末日までに全額を支払うものとする。ただし、定住会員にあっては、本会の事前承認を得て分割払いとすることができる。
3. 同一の会員が、給水利用権を二口以上有する場合の土地区分の会費については、別に定める。

第 16 条 (会費滞納者の取扱い)

会員が会費の支払いを怠り、本会からの催告にもかかわらずそれが解消されない場合は、本会は会員の権利行使につき次の措置を講じる。

- (1) 本会の総会における議決権の行使を認めない。
- (2) 給水の利用（給水利用権の行使）を禁止する。
2. 権利行使に関する制限の細目については、別に定める。

第 17 条 (除名処分)

会員が次のいずれかに該当したときは、理事会の決議によりこの会員を除名することができる。除名により給水利用権は失効する。

- (1) 会費の滞納が一定期間続き、その状態が是正される見込みがないとき
 - (2) 前号以外の本会規約、細則及び総会での決議事項に重大な違反を行ったとき
 - (3) 故意に本会の信用を失わせる行為をなしたとき
2. 理事会で除名決議がなされたときは、書面により本人に通知する。
 3. 除名された者が除名決議の撤回を書面により申し出たときは、理事会はその申し出を審議し結論を出す。ただし、除名処分の原因が会費の不払いによるものである場合は、その不払いを解消してからでないとい除名撤回の申し出をすることはできない。
 4. 当該土地の相続人が本条第1項第1号に基づく除名処分の撤回を申し出たときは、理事会は事情を勘案してその処分を撤回することがある。

第 4 章 給水施設

第 18 条 (給水施設等)

本会が給水事業のために取得した水源地、給水施設、その他これにかかわる設備等(以下、給水施設等という)の所有権は、本会に帰属する。

2. 給水施設等は理事会で定めた方法により善良に管理するものとする。

第 19 条 (宅地内立入)

本会は、その供給する飲料水にかかわる漏水の防止・調査点検・漏水発見時の緊急対応のために、会員の宅地内に入り、止水栓の操作その他必要な措置を講じることがある。

第 5 章 給水の利用

第 20 条 (給水利用権の取扱い)

給水利用権の運営については次の各号による。

- (1) 給水利用権は、本会が認める地区内の土地の上に設定されるものであり、この要件を欠いた給水利用権は無効とする。
- (2) 同一の土地区画内に複数の独立家屋がある場合は、独立家屋ごとに給水利用権を取得しなければならない。
- (3) 給水利用権の譲渡、移動のある場合は、事前に本会に通知し理事会の承認を得なければならない。
- (4) 本会は、対価の伴う給水利用権の譲り受けは行わない。

第 21 条 (給水利用の制限)

本会の供給する飲料水は生活用であることから、原則として生産・営利などを目的とした経済活動のために給水を利用することはできない。

第 22 条 (給水の中断)

本会は、給水停止を伴う給水施設等の点検・修理・設備更新等を実施するときは、給水を利用する会員に対して事前にその旨を知らせる。

2. 本会は、給水停止が長期に及ぶと理事会が判断したときは、他の手段による給水の確保に努める。
3. 本会は、給水の停止や中断によって会員の蒙る損害については一切補償しない。

第 6 章 役 員

第 23 条 (役員の数と選任)

本会に次の役員を置く。

理 事：10名以上15名以内（監事含む）
監 事：2名以内

2. 役員は会員の中から総会において選任する。
3. 理事の中から次の役付理事を互選により選任する。

会 長：1名
副 会 長：1名
会計担当理事：1名

第 24 条 (役員の仕事)

役員の仕事は次のとおり定める。

会 長：本会を代表し会務を統括する。本会総会での議長を務める。

副 会 長：会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときはその職務を代行する。

会計担当理事：本会の財産の保全及び会計業務を担当する。

理 事：理事会を組織して、本会規約に定める事項を行うほか、総会決議議案以外の事項を決議する。同時に、第30条に定める執行役員会と連携して、区域事業の推進を分担する。

監 事：本会の財産及び業務の執行状況を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。

第 25 条 (役員の仕事)

役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 任期満了により退任した役員は、新たに選任される役員が就任するまでは従前の役員の職務を行うこととする。
3. 役員の辞任または補充や増員によって新たに選任された役員の任期は、他の役員の残任期間と同じとする。

第 26 条 (顧問・相談役)

第 29 条に定める理事会の決議により、顧問及び相談役を置くことができる。

第 7 章 機 関

第 27 条 (総会)

通常総会は、毎年 1 回、会計年度終了後、概ね 3 カ月以内に会長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会の決議により開催することができ、会長が招集する。
3. 会長は、会員現在数の 3 分の 1 以上から、会議に付すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 4 5 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
4. 総会の決議は、議決権を有する会員の 3 分の 1 以上が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
5. 次の事項は、総会に提出してその承認を受けなければならない。
 - (1) 前年度の事業報告、会計決算報告及び財産目録
 - (2) 当該年度の事業計画及び会計予算
 - (3) 本会規約の変更
 - (4) 理事及び監事の選任または解任
 - (5) その他理事会が必要と認めた事項

第 28 条 (理事会)

理事会は、概ね 3 か月に 1 回、会長が招集し会務を審議する。

2. 理事会の議事は、出席の過半数で決める。可否同数のときは、会長が決める。
3. 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面でもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
4. この規約に定めてあるもののほか、次の事項は、理事会に付議しなければならない。
 - (1) 総会に提出する議案
 - (2) 会務に関する重要な事項
 - (3) 資産管理に関する事項
 - (4) その他会長が必要と認めた事項

第 29 条 (執行役員会)

会長、副会長及び会計担当理事は、執行役員会を組織し、本会規約及び理事会で決議された事項にもとづき、会務の執行にあたる。

第 30 条 (各種委員会)

本会の円滑な運営を図るために、理事会の決議により専門委員会を設置することができる。

2. 前項により設置する委員会の種類、任務及び委員の委嘱は理事会で定める。

第 8 章 会 計

第 31 条 (事業年度)

本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第 32 条 (会計方式)

本会の会計は、第2条に規定する地区ごとに、収支、資産及び資金の各管理を行う。

2. 第37条に定める事務局の運営に要する費用は、各地区が一定の基準にもとづき負担する。

第 33 条 (収支予算)

本会の収支予算は、総会の決議により成立する。ただし、総会で当該年度の収支予算が承認されるまでの間は、前年度の収支予算の範囲内で通常の収支を処理することができる。

第 34 条 (収支決算)

本会の収支決算は、事業年度終了後3カ月以内に作成し、その年度末における財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会及び総会に報告する。

2. 監事は、決算に関する監査報告書を作成し、理事会及び総会に提出する。

第 35 条 (関連法人に対する出資等)

本会は、本会所有の土地を保全するために、塩原自然整備有限会社（以下、本有限会社という）を設立し、その管理にあたらせる。

2. 本有限会社の役員を選任及び解任は、理事会の決議にもとづき行う。

第 9 章 事務局

第 36 条 (事務局)

本会の会務の執行を円滑かつ効率的に行うために、事務局を置く。

2. 事務局には事務職員を置く。
3. 事務局業務の一部を理事会の決議を経て外部に委託することができる。

第 10 章 雑 則

第 37 条 (細則の制定)

本会規約の施行についての細則は、理事会の決議を経て別に定める。これを改廃するときも同様とする。

第 38 条 (規定外事項の処理)

本会の規約及び細則に定めのない事項は、理事会での審議を経てこれを定める。

第 39 条 (従前の給水設備共有持分権証書の取扱い)

本会の会員が第 12 条に定める給水利用権を取得するのに伴い、従前の給水設備共有持分権証書は無効とする。

規約改正の経緯

1991 年 (平成 3 年) 第 7 回通常総会 (9 月 19 日開催) において一部改正
1993 年 (平成 5 年) 第 9 回通常総会 (10 月 16 日開催) において一部改正
1994 年 (平成 6 年) 第 10 回通常総会 (10 月 16 日開催) において一部改正
1999 年 (平成 11 年) 第 15 回通常総会 (10 月 16 日開催) において一部改正
2001 年 (平成 13 年) 第 17 回通常総会 (7 月 1 日開催) において全部改正
2003 年 (平成 15 年) 第 19 回通常総会 (7 月 6 日開催) において一部改正
2010 年 (平成 22 年) 第 26 回通常総会 (7 月 4 日開催) において全部改正
2020 年 (令和 2 年) 第 36 回通常総会 (7 月 / 書面表決) において一部改正

塩原自然郷自治会規約の細則

この細則は、自治会規約の解釈と会務の執行の際の拠り所となるべきものとして、理事会での審議を経て制定されたものである。(2010年7月承認/2020年9月一部修正・追加)

1. 総 則

イ、区域内の地区

5地区の所在は、添付の「塩原自然郷自治会の地区配置図」のとおり。

2. 事 業

イ、給水管理

- 1) 給水施設の維持管理は、別表「給水施設の管理点検一覧表」に基づき行う。
- 2) 水質管理は、水質検査の基準（水道法第20条）に基づき行うこととする。

ロ、環境整備

- 1) 区域内の定期巡回は、原則として毎週1回行う。
- 2) 道路上の倒木は除去する。
- 3) 道路わきの下草刈りは、道路の両端から約1.5メートルの部分（塀や植栽が施されている部分は除く）を毎年1回実施する。
- 4) ごみ収集所及び防犯灯の設置は、その必要性・公共性、費用等につき理事会にて審議を行い決定する。

3. 会 員

イ、入会手続

- 1) 入会希望者に対しては、本会運営の概要、入会時に必要となる金員（下記の通り）及び会費について説明を行い、給水利用予定地を確認するために、当該土地の登記簿謄本（またはその要約書）の提出を求める。

A. 新規に給水利用権を取得して入会する場合	500,000 円			工 事 費 別 途
B. 会員から給水利用権を取得して入会する場合	相続によるとき	無料		
	相続以外のとき	同一土地での 権利移動	100,000 円	
別な土地への 権利移動		300,000 円		

- 2) 入会希望者は、次の区分に従って所定の入会申請書を事務局に提出する。

- ・新規に給水利用権を取得して入会する場合
- ・給水利用権を継承（名義変更）して入会する場合

- 3) 入会の承認は、執行委員会において行い、理事会に報告される。

- 4) 入会が承認され、入会に際しての所要の金員の支払が確認されたときに、会員登録台帳に登録し、本人宛に「入会承認書」を送付する。

ロ、退会手続き

1) 退会を希望する会員は、次の区分に従って所定の退会届を事務局に提出しなければならない。ただ、会員に未払債務がある場合は、事務局は退会届は受理しない。

- ・給水利用権を本会に返上して退会する場合
- ・給水利用権を入会希望者に譲渡して退会する場合

2) 会員が死亡した場合は、相続人が上記1) に準じて手続を行う。

ハ、会員の義務

建物を建築しようとする会員は、本会との事前協議が整った後、建築業者に本会との「工事施工協定書」を交させるとともに、「保安保証金」を預託させる。なお、保安保証金は、所要の費用を差し引いた後、残余金を返還する。

二、会費

1) 会費の内訳は次のとおりとする。

区分	一般会費	施設維持費	給水利用料	合計（年額）
土地会員	15,600 円	6,000 円	—	21,600 円
別荘会員	15,600 円	6,000 円	20,400 円	42,000 円
定住会員	15,600 円	6,000 円	38,400 円	60,000 円

2) 土地会員は、第12条（原則として飲料水の供給対象は、本会区域内の住居用一戸建てに限定する）及び、会費に給水利用料を含まないことから、理事会が承認する特別の場合を除き、給水を利用することはできない。

3) 別荘会員であっても年間滞在日数が180日を超える場合は、その会費は定住会員と同額とする。

2) 給水利用権を2口以上有する場合、土地分につき次のとおり減額する。

同一地区内で、会員区分が

A. 定住+土地のとき	土地分は1口につき	6,000 円
B. 別荘+土地のとき	土地分は1口につき	6,000 円
C. 土地+土地のとき	2口目以降の土地分は1口につき	6,000 円

ホ、会費を滞納した会員に対しては、次のペナルティを課す。

1) 総会で議決権を行使させない。ただし、総会の開始時に滞納が解消されていることが確認できれば、この限りではない。

2) 会費支払期限後12カ月を経過した時点で滞納状態が解消されていなければ給水を停止する。なお、給水の停止は、止水栓の閉鎖によって行う。

(注) 滞納者に対する督促は3回（支払期限の3カ月後、6カ月後及び9カ月後に）行い、それでも支払のない場合、上記のとおり給水を停止する。

へ、除 名

支払期限後24カ月を経過してなお会費の滞納が解消されていない時は、除名とする。

4. 給水施設

イ、本会の所有する給水施設の設備等については、その細目を作成し事務局にて保管する

ロ、給水施設の管理は、別表「給水管理点検一覧表」による。

ハ、宅地内にある止水栓は本会所有のものであり、その止水栓の開閉管理は本会が行う。会員は、凍結防止にかかわる開閉や緊急措置を要するとき以外は、止水栓の操作をしてはならない。

5. 機 関

イ、総会について

1) 通常総会の開催通知は、毎年3月末日現在での登録会員あてに、開催期日の20日前までに発送する。

2) 臨時総会の開催通知は開催期日を確定した理事会の開催日現在での登録会員あてに、開催期日の20日前までに発送する。

3) 会員は、総会に出席しない場合には、委任状または議決権行使書により議決権を行使することができる。

4) 議事録を作成し、議長及び議事録署名人3名の署名・押印をする。

ロ、理事会について

1) 開催通知は、開催期日の7日前までに発送する。

2) 議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名の署名・押印をする。

ハ、執行役員会について

1) 原則として毎月1回開催する。

2) 議決は、メンバー全員の一致を原則とする。

6. 会 計

イ、月次収支の管理

1) 事務局（統括部門）と5地区の収支管理は月ごとに行い、執行役員会に報告され、その内容が確認される。

2) 収支の進捗状況については、定例理事会に報告される。

ロ、予算外支出

予算書に計上された支出項目・金額以外の費用が発生した場合は、理事会の承認を得たうえで実施する。ただし、緊急を要するときはこの限りではない。理事会には事後に報告し、承認を得る。

7. 役職員の処遇

イ、役員：無給とする。但し、理事会、執行役員会、各種委員会に出席したときは、出席手当及び交通費（実費）を支給する。

ロ、職員：給与は理事会で決定する。

8. 役員に対する弔慰と功労

イ、役員死亡に対しては、弔慰金1万円を贈る。

ロ、退任役員功労に対し、感謝状と記念品代を贈る。なお、記念品代は次による。

- 1) 役付理事：在任期間に1期当たり1万円を乗ずる額
- 2) その他役員：在任期間に1期当たり5千円を乗ずる額

9. 細則の変更

細則の変更は、理事会の審議を経てこれを行う。

塩原自然郷自治会／地区配置図



塩原自然郷自治会工事施工指針

この工事施工指針は、所有者及び関係業者の相互扶助と自治の精神をもって、所有者の土地、建物、その関連施設につき最良の維持管理を施し、あわせて自然環境の保全をはかり、当地域の発展に寄与することを目的とする。

- (1) 別荘の敷地造成及び建築をする場合には、計画の概要を予め塩原自然郷自治会（以下、本会という）と協議し、着工するときは本会へ届ける。
- (2) 敷地造成、建築工事等の施工により道路並びに隣地を破損した場合は施工主及び施工業者は責任をもって本会の指定仕様によって現状に復する。
- (3) 切土及び盛土は必要最低限にとどめ、土砂の流出を防ぎ地形に順応した造成を行い、各地区の整備も建物敷地部分に限定する。
- (4) 敷地内に現存する樹木は保存し、伐採は建築上必要最低限にする。
- (5) 工事用残土等は、自己敷地内または分譲地外へ搬出して処分する。
- (6) 周囲の環境、風紀を害する恐れのある用途の建物は建築しない。
- (7) 建物の位置は隣接地の眺望、日照、プライバシー保持のため、建物の外壁面または柱の面と道路境界線及び隣接境界線との距離は2m以上とする。ただし、敷地地形形状等の理由によりやむをえない場合は本会と協議のうえ決定する。
- (8) 塀その他遮蔽物は設けないようにし、やむをえず設ける場合には生け垣または木柵とし、生け垣は当該地域に生息しているものと同種類の植物とする。
- (9) 建物の外壁、屋根等の色彩は、配色を考慮して周囲の自然と調和を図る。
- (10) 広告看板等の設置は、基本的に認めない。やむをえない理由で本会が認めた場合でも、自然環境を損なわないものとする。
- (11) 工事用の出入り車両は原則として、4トン車以下とし、それ以上の出入り車両を使用する場合、本会と協議を行う。
- (12) 汚水及び雑排水は合併処理浄化槽を設置し、各敷地内にて処理する。なお浄化槽や宅地処理槽に関しては、建築許可申請に記載した機種を使用する。
- (13) 道路、水道等共益施設の保安保証金を工事着工前に預託する。
- (14) この指針と施工細則に基づき、建築業者は本会と工事施工協定書を締結する。細則は別に定める。
- (15) 工事作業の時間帯は午前8時より午後6時までとし、原則として日曜・祭日は工事作業を行わない。

塩原自然郷自治会工事施工細則

(1) 道路の保全

1. 作業車の重量制限については、必ず事前に協議の上決定する。
2. 道路上で、作業したり、資材を置いて、車の通行をさまたげない。
3. 隣地に諸資材を置く時は、所有者から必ず同意を得て、万一事故発生がした場合は、建築業者が誠意をもって善処解決する。

(2) 水道等共益施設の保全

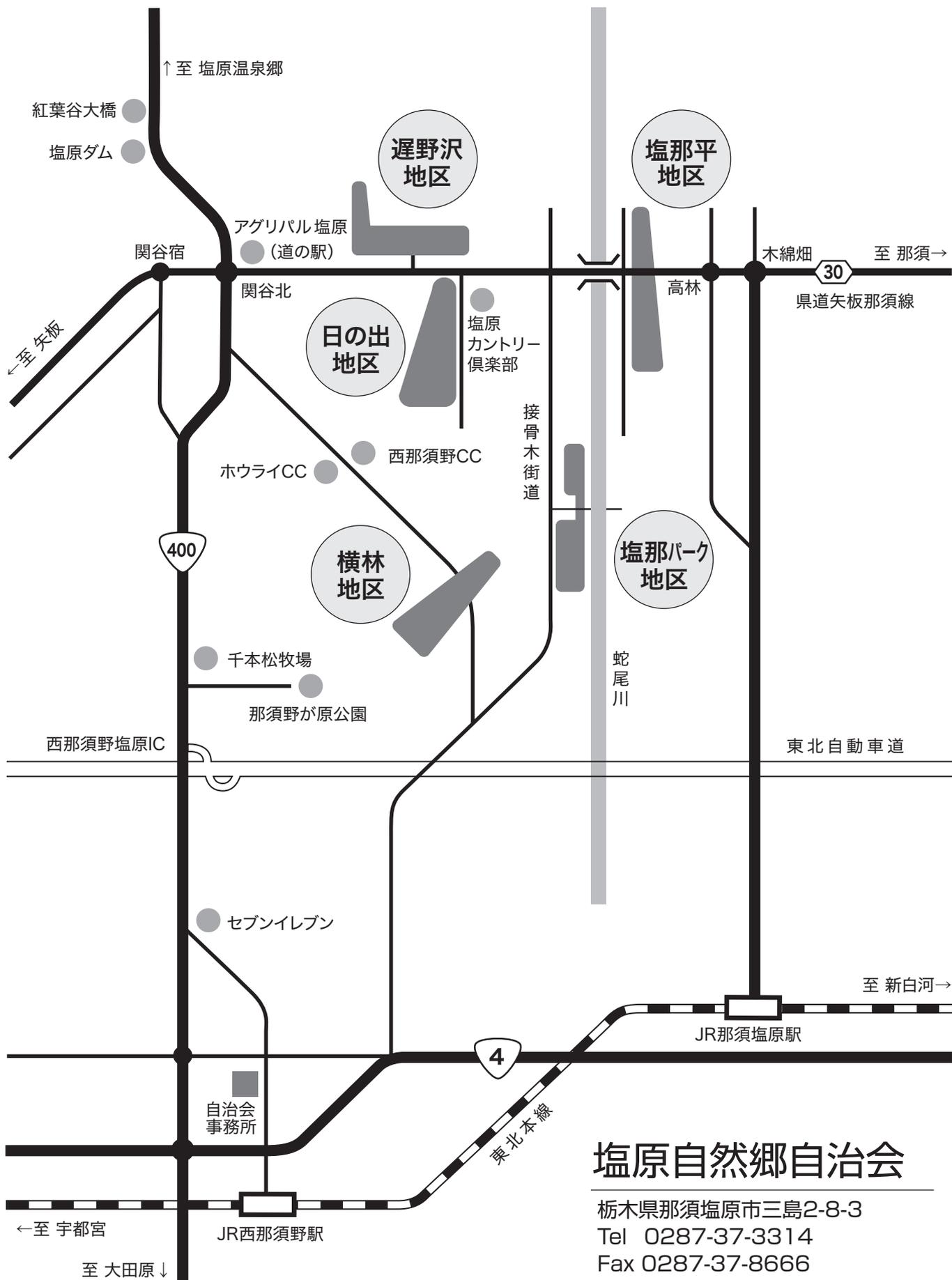
1. 水道配管を破損した時は、速やかに本会に通報し、修復復元する。
2. 消火栓、防犯灯、U字溝、L字溝の破損等も同じとする。
3. その他、事故が発生した場合は本会に速やかに通報し、指示に従う。

以上、お互いに善良な管理者としての保安・保全に心がけ、その保安保証金として本会に 20 万円を事前に預託する。なお、保安保証金は、全工事完了後、本会が建物の配置、境界・道路・給水設備の損傷、ごみ処理状況、水道利用量等の確認を行い所要の費用を差し引いた後、残余金を返還する。

給水管理に基づく管理点検一覧表

項目	内容	回数	備考
水源地の巡回	給水施設目視点検	週 1 回	非常時は随時巡回
井戸の点検	井戸内の簡易水位計 (ポンプ入替時に設置)	年 4 回	
貯水槽と 高架水槽の点検	内部点検	年 2 回	
	水漏れ・破損	水源地巡回時	清掃消毒は年 1 度実施
揚水ポンプ	揚水量の確認と報告	水漏れ 破損	
加圧ポンプ	形状の傷み・油等の補給	年 2 回	
圧力タンク	形状・圧力計・水漏れ等	水源地巡回時	
滅菌注入機の点検	容器の形状・傷み 清潔感・薬液の補充 残留塩素の測定	水源地巡回時	
電気系統の点検	配電盤・制御盤 ポンプの絶縁等	年 1 回	
ポンプ小屋	破損・漏水・衛生状態	水源地巡回時	
フェンスその他	破損・施錠	水源地巡回時	

塩原自然郷自治会案内図



塩原自然郷自治会

栃木県那須塩原市三島2-8-3
Tel 0287-37-3314
Fax 0287-37-8666
e-mail sizengo@net.email.ne.jp
<http://www.mmjp.or.jp/sizengo/>